

議事要旨(6)企業結合専門委員会における検討状況について

布施専門研究員より、審議事項(6) -1「企業結合専門委員会で検討中の主な事項」に基づき、共通支配下の取引等、株式移転関係（新株予約権付社債等の承継をした場合の株式移転完全子会社の会計処理等）、自己株式等会計基準の改正に伴う適用指針の改正に関する検討状況の説明が行われた。このうち、今回は共通支配下の取引の検討状況について以下のような報告がなされた。

以下の2つ論点は、会社計算規則では会計処理が規定されているが、適用指針においては、処理が示されていないものである。現行会社計算規則については同専門研究員が内容を確認しているものの、より合理的な会計処理があれば適用指針を改正することを検討している。また、この場合には、会社計算規則の改正も必要となるため、関係当局と調整しながら検討を進めることになる。

論点1：完全親子会社関係（結合当事企業のすべてが最終的に同一の株主に株式の100%を保有されている場合）にある場合で、対価が支払われないときの会計処理

共通支配下の取引等のうち、完全親子会社関係にある場合には、対価の受渡しの有無は、その集団内における経済的実態には影響を与えないので、対価が支払われない場合であっても、結合企業が受入れる資産及び負債の差額と対価との差額は、結合当事企業及びその株主において、原則として損益は発生しないとしてはどうか。

具体例として、親会社に株式のすべてを所有される子会社同士が合併し、吸収合併存続会社（存続会社となる子会社）は合併の対価を吸収合併消滅会社の株主（すなわち親会社）に支払わなかった場合には、吸収合併存続会社は払込資本を増加させることとしてはどうか（会社計算規則では負ののれんを増加させることになると解される）。

論点2：共通支配下の取引等のうち、結合企業が被結合企業の株式（抱合せ株式）を保有している場合には、最上位の親会社（存続会社）と子会社（消滅会社）との吸収合併（適用指針第206項参照）と同様の処理としてはどうか。

これに対して、委員から以下のような意見があった。

- ・ 論点1、2で提案された処理による場合、連結財務諸表を作成する上でどのような影響がでるか検証したほうがよい。
- ・ 会社計算規則を改正してまで適用指針を改正する意味があるのか。
- ・ 完全親子会社関係にある組織再編は、部門の併合と同様のものと考えられるが、負ののれんが生じるとするのはどういうものか。また、子会社と他の子会社どの合併の場合には、持分プーリング法に近い処理になるものと考えられるが、払込資本を増加させるのはなぜか。

事務局からは、最初の点は今後の専門委員会で検討する旨の回答がなされた。また、2

議事要旨(6)

点目、3点目は、完全親子会社関係にある中での合併について、対価が支払われないことをもって、負ののれんが生じるという処理は、必ずしも実態を適切に表しているとはいえないのではないかという考え方があること、本件は対価の支払がない(株式を1株も発行しない)ことを前提としているので、会社法上、資本金又は準備金を増加させることについて疑義があり、持分プーリング法のように、消滅会社の株主資本の引継ぎを強制することは難しいと考えている旨の説明がなされた。

以 上